　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和2年4月17日

熱海市長寿介護課長　山田　雅章

　　　　　緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所の対応について

　日頃より、熱海市介護保険行政及び高齢者福祉行政に御理解・御協力をいただき誠にありがとうございます。併せて、各事業所における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について御尽力をいただき、重ねてお礼申し上げます。この度、「緊急事態宣言」の対象が全ての都道府県に拡大されました。市内介護サービス事業所におかれましては下記のとおり対応していただきますようお願いいたします。

記

１　サービスの継続について

　介護サービスは、社会機能を維持するうえで不可欠なものです。職員の安全確保と適切な感染防止対策を前提に、利用者や御家族の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供されるようにお願いいたします。

２　事業所の利用者や御家族、職員が感染した場合

　利用者やその御家族、職員が感染した場合には、期間を定めて利用制限（利用停止、休業、規模縮小等）を要請する場合があります。その際は、保健所と協議の上、継続運営の方法について対策を検討します。※「熱海市版新型コロナウイルス対応マニュアル」を御参照ください。

３　その他

現時点での感染防止対策などに不安のある事業所がございましたら御相談ください。

　熱海市介護サービス提供事業者連絡協議会を通じて、感染者が市内で発生した場合、事業所のサービスが停止、または縮小することを想定し、現在対策を打てる事項について各部会に御相談をさせて頂きたいと考えております。また、今後想定しうる危機回避策についても御意見をお寄せください。

問い合わせ先

介護保険室８６－６２８１

長寿支援室８６－６３２５